

令和4年度認知症対応型共同生活介護公募 質問に対する回答

No	回答日	質問	回答
1	令和4年6月29日	7月15日時点では申込書のみでよろしいでしょうか。	様式1応募申込書及び様式1応募申込書に記載している添付書類を提出してください。
2	令和4年6月29日	8月5日時点ではその他全ての書類が必要になりますか。	別紙1事業計画書一覧に記載している書類すべてを提出してください。
3	令和4年6月29日	35融資証明については、今から動いても8月5日に間に合うかどうかですが、その場合の対応は銀行の担当者との打ち合わせ議事録でもよろしいでしょうか。	打ち合わせ議事録で問題ありません。
4	令和4年6月29日	1～13については運営者側の書類を求められていますか。	施設整備者と運営者が異なる場合は、1～13については運営者の資料を提出してください。
5	令和4年6月29日	20について地主様と運営者様との合意書でよろしいでしょうか。 ※今回相続が発生し分割協議はこれからになりますが、地主の代表者様へ土地に関する責任を負うという文言を入れて対応を考えていますがよろしいでしょうか。	施設整備者と運営者が異なる場合は、合意書で問題ありません。 分割協議に関する事項について、本市では関知しない事項ですので、施設整備者と協議の上ご判断下さい。ただし、相続が発生した場合においても、令和6年3月末までに開所ができるようにしてください。
6	令和4年6月29日	29の資金計画ですが、建物の資金計画と運営者側の資金計画ですか。	施設整備者と運営者が異なる場合は、施設整備分とそれ以外の資金分の資金計画を両方提出してください。
7	令和4年6月29日	30については運営の収支見通しでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	令和4年6月29日	33, 34については地主側のものですか。	施設整備者と運営者が異なる場合は、施設整備者及び運営者両方の資料を提出してください。なお、No33については、借入予定がない場合は提出不要です。
9	令和4年6月30日	公募申込にあたり、障害者グループホームとの合築は問題ございませんでしょうか（1階が障害者グループホーム、2階が高齢者グループホーム2ユニット）	合築については問題ありません。なお、関係法令等の基準を満たすようにしてください。